

- 平成17年8月5日（金）から平成17年8月18日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課大学班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3217
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年8月5日（金）から平成17年8月18日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年8月25日（木）午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館9階901会議室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成17年8月24日（水）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第601号

宇城市下益城南部土地改良区理事長阿曾田清から平成17年7月1日付けで申請の定款変更については、平成17年7月28日付けで認可した。

平成17年8月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第602号

県営岩地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成17年8月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼**熊本県総合計画推進委員会第1号**

平成17年度熊本県総合計画推進委員会・同政策評価部会合同会議を、次のとおり開催する。

平成17年8月5日

熊本県総合計画推進委員会

- 1 開催日時
平成17年8月19日（金）
午前10時00分から正午12時00分まで
- 2 開催場所
県庁多目的AV会議室
- 3 内容
熊本県総合計画の取組状況の審議
(1) 平成17年度政策評価（案）について
(2) 平成17年度重点施策について
(3) 地域計画の取組状況について
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室してください。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行います。なお、傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合があります。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合計画推進委員会事務局（熊本県総合政策局企画課企画班）
（電話 096-383-1111 内線3621）

熊本県公立高等学校連絡協議会公告第1号

平成17年度熊本県公立高等学校連絡協議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当協議会の公開・非公開の可否は、当日協議会冒頭において議決します。
なお、議決により公開の場合の傍聴手続については4のとおりです。

平成17年8月5日

熊本県公立高等学校連絡協議会会長

- 1 日時
平成17年8月10日(水)
午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場所
熊本市水前寺公園28の51
熊本テルサ たい樹の間
- 3 議題(予定)
 - 1 平成18年度公立生徒募集定員について
 - 2 その他
- 4 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午後1時から午後1時20分まで会議の会場入口において行い、協議会の会長が認めただうえで、事務局の案内により会場に入ることができます。
ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 5 傍聴者の定員について
10人
- 6 問い合わせ先
熊本県総務部私学文書課中高等係
(電話 096-383-1111 内線3208)

熊本近代文学館協議会公告第1号

熊本近代文学館協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成17年8月5日

熊本近代文学館協議会

- 1 開催日時
平成17年8月5日(金)
午後1時から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市出水二丁目5番1号
熊本県立図書館2階応接室
- 3 議題
 - (1) 熊本近代文学館周辺における文学碑建立について
 - (2) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得ただうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市出水二丁目5番1号
熊本近代文学館協議会事務局(熊本県立図書館総務課企画広報係)
(電話 096-384-5000)

熊本県教育委員会公告第95号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年8月5日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成17年8月16日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題(予定)
 - (1) 平成18年度県立高等学校生徒募集定員について
 - (2) 平成17年度熊本県近代文化功労者の決定について
 - (3) 熊本県産業教育審議会の答申について
 - (4) 熊本県特別支援教育推進協議会委員について
 - (5) 熊本県県立高等学校教育整備推進協議会第5回及び第6回会議について

- (6) 平成17年度国民体育大会第24回九州ブロック大会夏季大会熊本県選手団成績について
- (7) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
- (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
- (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-383-1111 内線 6616)

